

最近の国際的な議論の状況について

生物多様性の次期世界目標に向けた動き

2020年を目標年とする愛知目標は、科学的な評価も踏まえて見直され、
新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」がCOP15で決定される。

2010

国連生物多様性の10年

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10) 名古屋で開催

- 愛知目標(戦略計画2011-2020)採択
- 名古屋議定書採択
- SATOYAMAイニシアティブの開始

2012

生物多様性国家戦略2012-2020を閣議決定

2019

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)
地球規模評価報告書公表(2019/5)

ポスト2020生物多様性枠組の検討プロセス

•公開作業部会OEWG:

- ①2019/8
- ②2020/2
- ③2021/8-9

•条約補助機関会合

SBSTTA23(2019/11)、
SBSTTA24・SBI3(2021/5・6)

•地域別/テーマ別ワークショップ等

2020

国連生物多様性サミット(2020/9)

地球規模生物多様性概況第5(GBOS)
公表(2020/10)

G7(2021/5(環境)、6(サミット))

G20(2021/7(環境)、10(サミット))

IUCN世界自然保護会議
(IUCN-WCC)(2021/9)

次期生物多様性国家戦略研究会

2020/1~2021/6

国内の生物多様性等の総合評価(JBO3)、
現行国家戦略の最終評価
(2021/1)等を踏まえ、次期戦略に必要な生物多様性の視点からの社会変革等に関する論点整理

2021

中央環境審議会自然環境部会、小委員会

2021/8~

COP15(中国・昆明)2021年10月、2022年4月・5月(予定)
テーマ「生態文明:地球上の全ての生命が共有する未来の建設」
ポスト2020生物多様性枠組の採択及び関連する実施手段の検討

ポスト2020生物多様性枠組 1次ドラフトの構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール(A~D) 及び2030年マイルストーン

A 生態系15%増、絶滅速度を1/10に減、
遺伝的多様性を90%維持

- i 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも5%増加
- ii 絶滅リスクを10%減少
- iii 遺伝的多様性を90%維持

B 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化

- i 意志決定において自然及びNCP*が十分考慮されること
- ii SDGsにも貢献しながら、NCPの長期の持続可能性が確保されること

C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ
衡平に配分

- i 遺伝資源提供者が配分される金銭的利益の割合の増加
- ii 利益配分での非金銭的利益の増加

D 2050年ビジョン達成のための財政手段及び
その他の手段に係るギャップの縮小

- i 生物多様性に必要な毎年7,000億ドルの資金不足(ギャップ)を縮める
- ii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする
- iii 2030年までに、その後の10年間の資金及び手段を約束する

2030年ミッション

地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

2030年ターゲット(取るべき行動)

a 脅威の縮小

1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持
2. 劣化した生態系の20%を再生・復元
3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全
4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動
5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減
7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農薬の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶
8. 年100億トンCO₂相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献

b 人々の要請に応える

9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保
10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上
11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進
12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加
13. ABSを促進・確保するための措置の実施

c ツールと解決策

14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合
15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減
16. 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる
17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施
18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル分削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする
19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす
20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意志決定を先導の確保
21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

実施サポートメカニズム/実現条件/責任と透明性/アウトリーチ、啓発、広報

*NCP: Nature's Contribution to People: 自然がもたらすもの(自然の恩恵)。生態系サービスに代わる概念としてIPBESが提唱。

ポスト2020生物多様性枠組 1次ドラフト ヘッドライン指標

2050年ゴール(A~D)とヘッドライン指標

A 生態系15%増、絶滅速度を1/10に減、遺伝的多様性を90%維持

- A.0.1 選定された自然生態系及び改変された生態系の面積
- A.0.2 種の生息地指数
- A.0.3 レッドリスト指数
- A.0.4 種内で遺伝的に有効な個体数が500を超える個体群の割合

B 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化

- B.0.1 生態系サービスについての国の環境・経済勘定

C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分

- C.0.1 伝統的知識を含むABS合意の結果としての遺伝資源の利用から受領した金銭的利益
- C.0.2 ABS合意から生じた研究・開発製品の数

D 2050ビジョン達成のための財政手段及びその他の手段に係るギャップの縮小

- D.0.1 GBF実施のための資金の調達
- D.0.2 国の生物多様性に関する計画策定プロセスと実施手段に関する指標

2030年ターゲット(取るべき行動)とヘッドライン指標

a 脅威の縮小

1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持

1.0.1 生物多様性を統合している空間計画でカバーされている陸域と海域の割合

2. 劣化した生態系の20%を再生・復元

2.0.1 劣化した又は転換された生態系内の、再生が行われている生態系の割合

3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全

3.0.1 保護地域及びOECMのカバー率

4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動

4.0.1 人と野生生物との軋轢によって影響を受ける種の個体数の割合

4.0.2 中期又は長期の保存施設に保存されている食料と農業のための植物の遺伝資源の数

5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に

5.0.1 合法かつ持続可能な方法で収穫されている野生生物の割合

5.0.2 生物学的に持続可能な水準に収まっている漁業資源の割合

6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減

6.0.1 侵略的外来種の拡大速度

7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農業の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶

7.0.1 沿岸の富栄養化の可能性の指数

7.0.2 プラスチックごみの密度

7.0.3 耕作地における農業の使用

8. 年100億トンCO₂相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献

8.0.1 土地利用と土地利用変化に起因する国別温室効果ガスインベントリ

b 人々の要請に応える

9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保

9.0.1 野生種の利用から生じる便益についての国の環境・経済勘定

10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上

10.0.1 生産性が高く、持続可能な農業の下にある農地の割合

10.0.2 持続可能な森林管理に向けた進展

11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進

11.0.1 生態系による大気質、水の質及び量の調整、及び災害と異常現象からのすべての人々の保護についての国の環境・経済勘定

12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加

12.0.1 市街地の中で公共に解放されている緑地や親水地の平均占有率

13. ABSを促進・確保するための措置の実施

13.0.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための法的、行政的または政策的な運用中の枠組みの指標

c ツールと解決策

14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合

14.0.1 生物多様性の価値を主流化するために、どの程度、の国別目標が採択されているか

14.0.2 環境経済勘定(SEEA)の実施として定義される、国の勘定及び報告への生物多様性の統合

15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減

15.0.1 生物多様性に対するビジネスの依存状況及び影響

16. 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と必要な情報の入手を可能にさせる

16.0.1 食品廃棄物指数

16.0.2 人口1人あたりのマテリアルフットプリント

17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施

17.0.1 人の健康も考慮しつつ、バイオテクノロジーが生物多様性に与える潜在的な悪影響を防止、管理、およびコントロールするために講じられている措置の指標

18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする

18.0.1 生物多様性にとって有害な補助金やその他の奨励措置で、転用、目的の変更、又は撤廃されたものの金額

19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす

19.0.1 生物多様性のための政府開発援助

19.0.2 生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する公共支出及び民間支出

20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意思決定を先導の確保

20.0.1 伝統的知識を含む、管理のための生物多様性に関する情報とモニタリングに関する指標

21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

21.0.2 先住民及び地域社会(IPLCs)の伝統的な領地における土地保有権

21.0.1 IPLCs、女性・女兒、青年が生物多様性に関係する意思決定への参加の度合

遺伝資源に関する塩基配列情報(DSI)

CBDにおける遺伝資源の定義

- 遺伝資源：現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材（genetic material）
（「遺伝素材」：遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材）



DSI：遺伝資源の遺伝的な構成に係る情報（例：DNA配列データ）（対象範囲は議論中）
無体物であるため、materialに含まれず、CBD及び名古屋議定書の対象外。



塩基配列情報（DSI）の議論（～2020年3月のAHTEGまで）

- ・COP13及び名古屋議定書MOP2にて、途上国は「DSI利用は遺伝資源利用と同等とすべき」と提案
- ・COP14では、この途上国提案に対し、DSIはCBDの遺伝資源の対象外と先進国が主張し、対立。
- ・最終的に、これらの事項を以下のプロセスで検討することで、見解の相違を解消していくことに合意。
 - DSIのコンセプト、スコープ、利用状況
 - DSIのトレーサビリティの状況（データベース含む）
 - 国内措置におけるDSIの取り扱い
 - 能力構築に対するニーズ
- ・以降、AHTEGで、DSIの利用がCBD及び名古屋議定書の目的に及ぼす影響、DSIの定義等を検討

公式な議論のプロセス



OEWG3でのポスト2020生物多様性枠組に係る主な議論結果 (ABS)

※OEWG3：CBDにおけるポスト2020生物多様性枠組に関する公開作業部会。当該枠組に関する具体的な内容を協議し、COP15に提案していくことを主な目的とする。

●概要

- **日本を含めた先進国は、相当な配分利益の増加ではなく、生物多様性保全と持続可能な利用への貢献の重要性を指摘。**
- **途上国は、DSIの利用に係る利益配分もポスト枠組みの対象**とする提案（アルゼンチン、中、印）他、遺伝資源由来の製品の全てを対象とする利益配分メカニズム設置（ナミビア）、関連経済セクターの成長率に見合った配分利益の増加とDSIのための多国間利益配分メカニズムの実施（ブラジル）を主張。

●ゴールCに関する主な意見

遺伝資源に関する伝統的知識へのアクセスを利益配分の対象に含めることを求める提案、配分される利益を保全と持続可能な利用のために用いることを明確にするための提案等がみられた。DSIの言及の是非については意見が分かれたが、**アルゼンチン及び中国がgenetic resources in any format/ any form of genetic resourcesという表現を提案。**

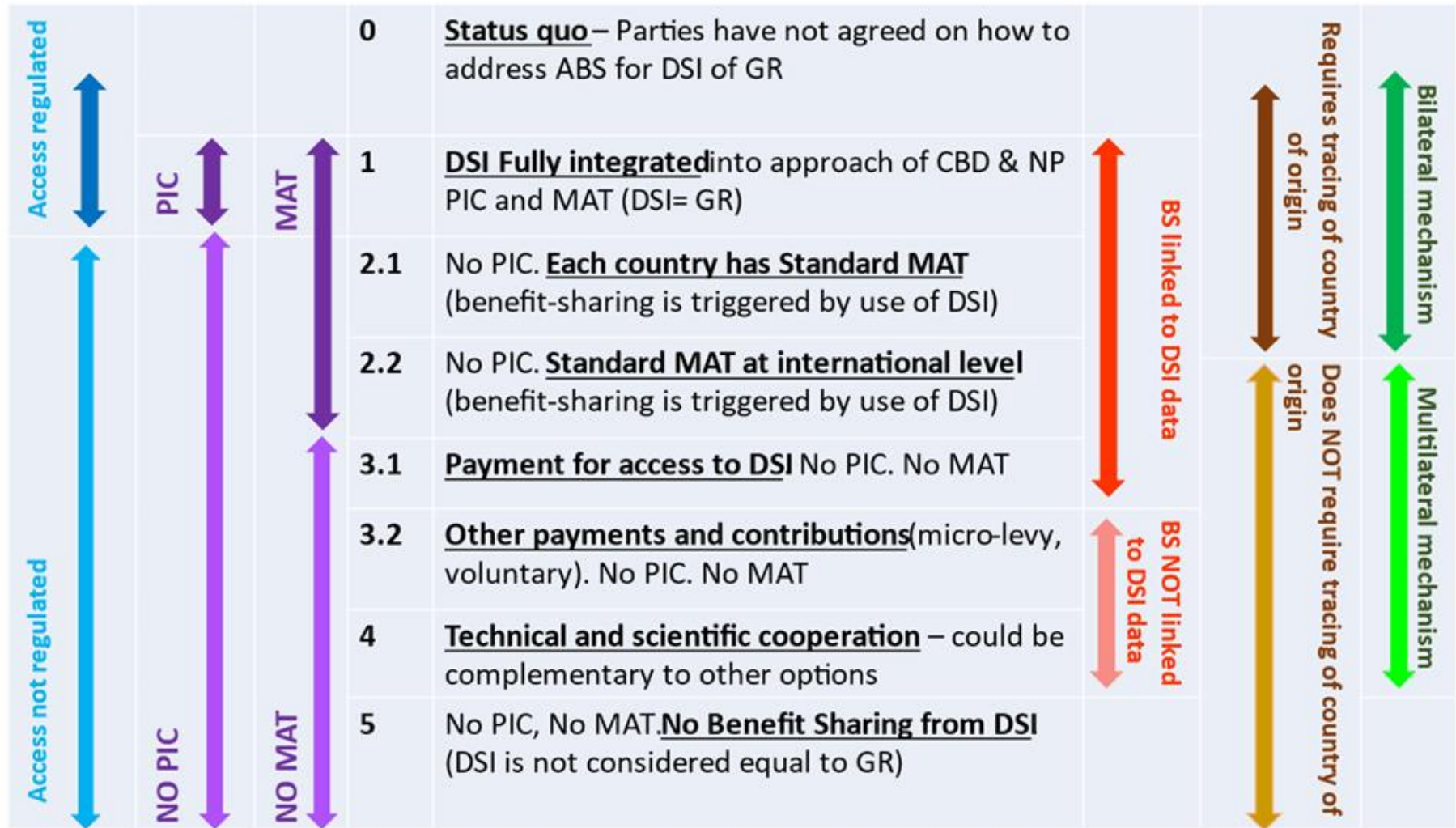
●ターゲット13に関する主な意見

DSIの利用に係る利益配分もGBFの中でカバーされるよう、「あらゆる形態の遺伝資源」という表現が提案された（アルゼンチン、中国、インド）。ナミビアは生物多様性に由来するすべての製品に対するグローバル利益配分メカニズムに言及するテキストを提案した。ブラジルは、関連経済セクターの成長率に見合った配分利益の増加とDSIのためのグローバル利益配分メカニズムの実施を主張。EU等は利益配分のためにもアクセスが重要と指摘。

<日本の主張>

配分された利益そのものの増加ではなく、遺伝資源の（円滑な）取得が確保されること、公正かつ衡平な利益配分が行われることと、それによって生物多様性保全及び持続可能な利用が促進されることが重要。

DSIの利益配分に関する政策オプション案



※生物多様性条約のOEWG3の会議文書CBD/WG2020/3/4 Figure1.より抜粋

OEWG3におけるDSIの議題に係る主な議論結果

● DSIの議論に関するコンタクトグループのco-leadsの感触は以下のとおり。

論点	意見収斂の可能性のある分野	明白な意見分散のある分野
ポスト2020枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスト2020枠組採択の重要性 ・DSIの課題の解決策をポスト枠組に含めること 	
利益配分	<ul style="list-style-type: none"> ・DSIの利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 ・IPLCsの役割の重要性と利益配分の検討時における考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・利益配分のオプション、アプローチ、態様
法的確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・DSIの提供者と利用者双方にとっての法的確実性の確保 	
DSI利用の重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術、イノベーション ・生物多様性保全と持続可能な利用への貢献 ・人、動物、植物の健康 ・SDGs達成への貢献 	
オープンアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・DSIのオープンアクセスの重要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンアクセスの意味 ※フリーか、制限付か、規制有か、IPLCsにはPIC要かetc.
能力構築	<ul style="list-style-type: none"> ・DSIの生成、分析、利用を含む、ニーズに基づく能力構築の必要性 	

<その他議論が必要なポイント>

- ・DSIのトレーサビリティ
- ・DSIに対する適切な用語の検討

最近の国際動向とABS指針フォローアップの関係について

- DSIの議論については、依然として出口は見えていないが、次期GBFに明示的に盛り込まれる可能性があるほか、DSIの利用から生ずる利益配分のための新たな枠組みの創設に向けた何らかの決定がなされる可能性がある。
- 我が国では、DSIはCBD・名古屋議定書で規定される「遺伝資源」に含まれないと解釈していることから、現行のABS指針では、同様に適用外とされており、現時点でこの方針を変更する予定はない。
- そのため、今回のABS指針フォローアップ°においては、DSIは想定せずに検討を進めることとする。
- なお、今後DSI検討の必要性が生じた場合には、その際に別途、対応の検討を行うこととする。